

広報 はむら

4月1日号
平成30(2018)年



広報はむら
リニューアル
したりん♪

- P1 平成30年度 市の予算
- P7 訴訟（墓地経営不許可処分取消等請求事件）終結
- P9 お知らせ
- P28 情報アラカルト（28 ページから右へ読み進めてください）
- P30 4月の相談目

愛情ギュッとず〜っとはむら♡

平成30年度

市の予算

問合せ

財政課財政担当

⑨
319



第五次羽村市長期総合計画後期基本計画に定める市の将来像

「ひとが輝き みんなでつくる
安心と活力のまち はむら」を目指して

平成30年度は「第五次羽村市長期総合計画後期基本計画」の2年目にあたり、市の将来像の実現に向けた施策を加速していく重要な年です。

羽村市が魅力あるまちとして持続的に発展していくため、また、市政に課せられた使命を果たしていくため、長期総合計画後期基本計画に掲げた事業については、優先的に予算化を図りました。

市の財政状況は、市税をはじめとする経常的に収入される一般財源が減少していることに伴い、基金の取崩し額が増え、基金残高が大幅に減少するなど、非常に厳しい状況にあります。

このため、行財政改革を強力に推進し、財政基盤の強化に取り組んでまいります。

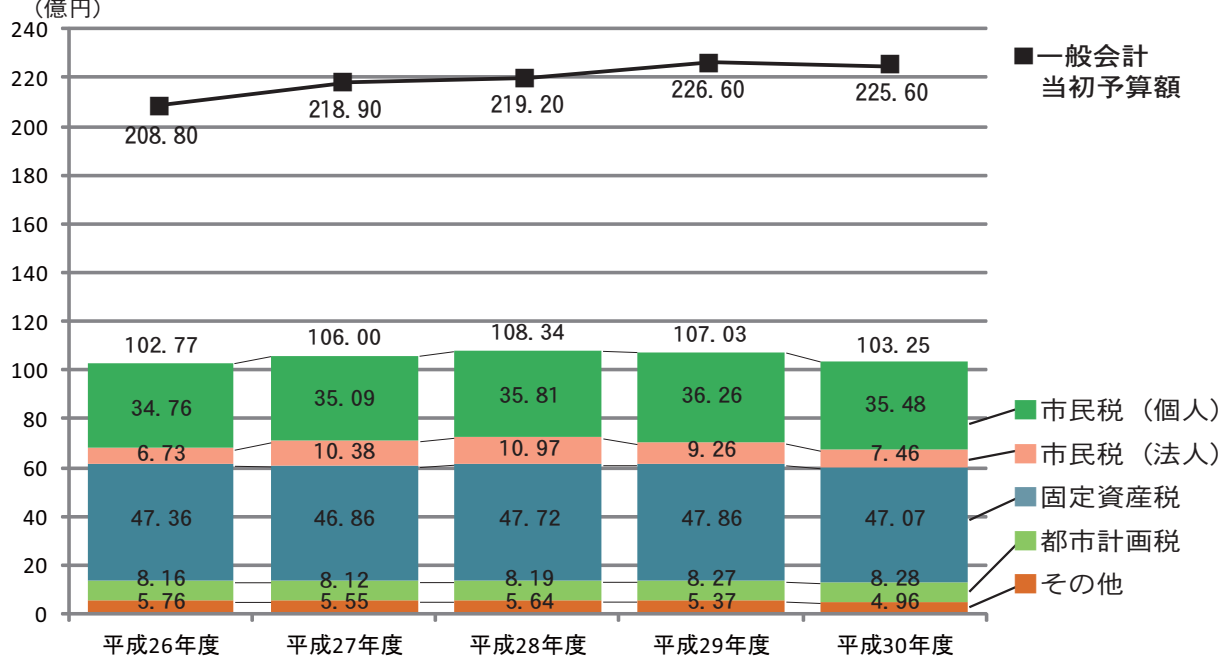
◆平成 30 年度予算～各会計の内訳と前年度との比較～

(単位：千円)

区 分		平成 30 年度 (当初)	平成 29 年度 (当初)	増減額	増減率
一 般 会 計		22,560,000	22,660,000	▲ 100,000	▲ 0.4%
特 別 会 計	国民健康保険事業	5,954,900	7,265,800	▲ 1,310,900	▲ 18.0%
	後期高齢者医療	1,201,700	1,087,800	113,900	10.5%
	介護保険事業	3,444,100	3,551,000	▲ 106,900	▲ 3.0%
	羽村駅西口土地区画 整理事業	1,188,400	1,001,700	186,700	18.6%
	下水道事業	1,306,100	1,206,800	99,300	8.2%
	特別会計合計	13,095,200	14,113,100	▲ 1,017,900	▲ 7.2%
水 道 事 業 会 計		1,575,331	1,548,876	26,455	1.7%
合 計		37,230,531	38,321,976	▲ 1,091,445	▲ 2.8%

※水道事業会計は「収益的支出」と「資本的支出」を合計し、予算額としています。

◆一般会計当初予算額と市税収入の推移



※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

◆財源補完の状況

年度間の財源調整や後期基本計画に掲げる事業を着実に進めていくために必要な財源として、財政調整基金からの繰入金や市債の活用を図ります。

(単位：千円)

	平成 30 年度 (当初)	平成 29 年度 (当初)	増減額	増減率
財政調整基金 (繰入額)	578,162	852,056	▲ 273,894	▲ 32.1%
市債 (借入額)	926,600	462,000	464,600	100.6%

一般会計
225億6000万円 (前年度比0.4%減)

歳入の内訳

歳入の根幹となる市税収入は前年度と比較し3.5%減の103億2,502万円、昨年に引き続き減少となりました。市民税個人分は、所得の改善がみられるものの、所得控除や税額控除の増加による税収減を見込んだことから、前年度と比較し2.2%減の35億4,754万円とし、法人分は、市内法人数の推移や大手企業分の税収の

見通しなどから、前年度と比較し19.4%減の7億4,629万円を計上しました。固定資産税は、評価替えに伴う在来分家屋の減価の影響などを見込み、全体では前年度と比較し1.6%減の47億7,122万円としました。そのほか、国・都補助金などの財源の確保を積極的に図りました。

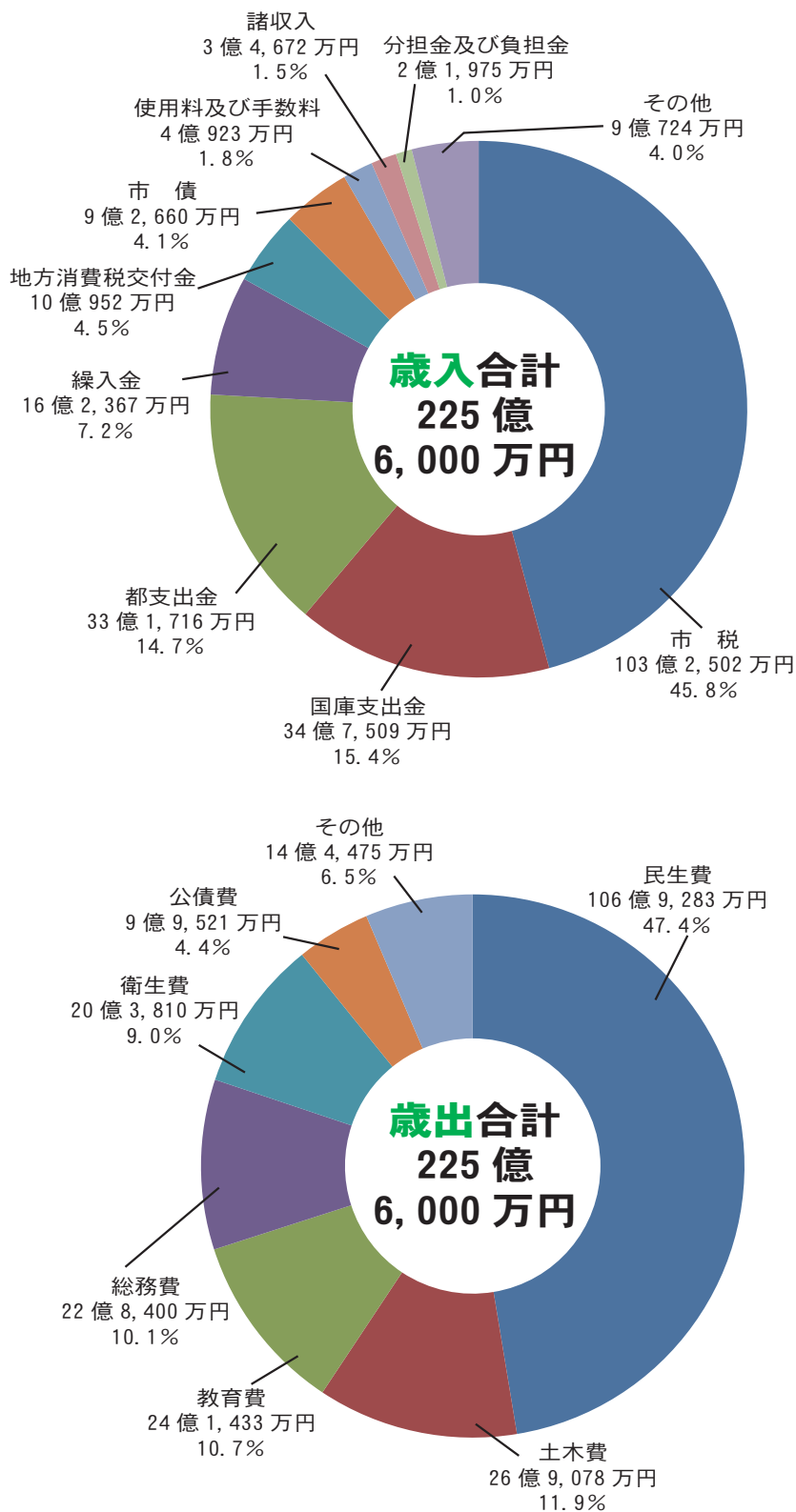
歳出の内訳

民生費では、障害福祉サービス費、後期高齢者医療会計繰出金、私立保育園保育委託料などを計上しました。土木費では、羽村駅自由通路拡幅施工委託料、市道第3028号線自転車専用通行帯設置等工事費、羽村駅西口土地区画整理事業会計繰出金などを計上しました。

教育費では、羽村第一中学校防音機能復旧（機器取替）工事、施設型給付費（教育）などを計上しました。総務費では、庁内LAN用機器等使用料や平成30年住宅・土地統計調査事務費などを計上しました。

行財政改革の取組み

平成30年度予算編成において「第六次羽村市行財政改革基本計画」に基づき、受益者負担の適正化やクラウドファンディングの実施など歳入の確保に努めるとともに、歳出では物件費や補助費などの消費的経費について、内容を精査して経常的な経費の縮減に努めました。また、予算の執行にあたって、さらなる歳入の確保や経常的経費の抑制を図っていきます。



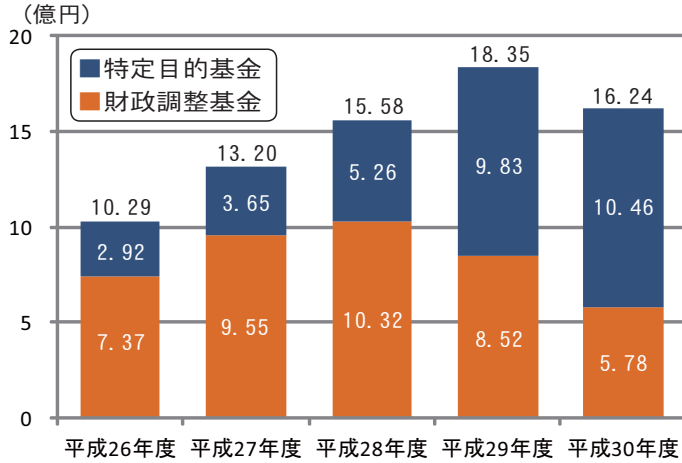
「基金」からの繰入額と「市債」借入額の推移

「基金」は、将来のまちづくりに備えた積立金で、家庭でいう「貯金」にあたります。「財政調整基金」は経済状況の変化などによって財源が不足する場合などに活用される財源調整のための基金です。平成30年度は基金を総額で16億2366万円繰り入れ、このうち財政調整基金の繰入金は5億7816万円としました。市税収入をはじめとする経常的に収入される一般財源が減少しているに伴い、基金からの繰入額が増えていること、基金残高が減少している状況です。このた

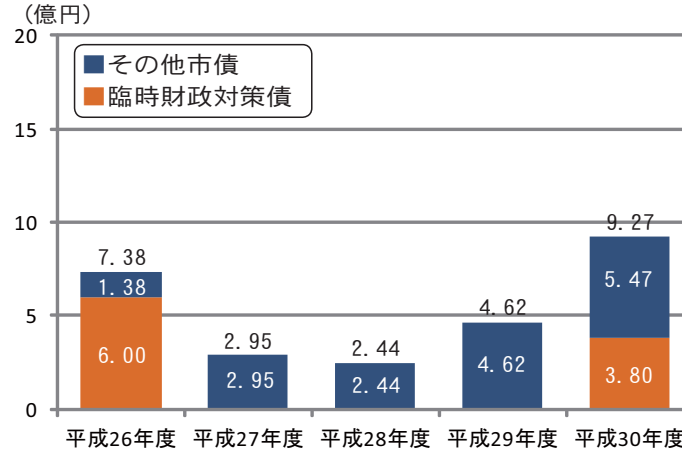
め「第六次行財政改革基本計画」に基づき、行財政改革をより一層推進し、基金残高の確保など財政基盤の強化に取り組んでいきます。

「市債」は、家庭でいう「借金（ローン）」にあたります。公共施設の建設などに要する財源を補う借入金で、将来その施設などを利用する後世代の方にも建設経費を負担していただき、住民負担の世代間の公平を図るという目的も含まれています。平成30年度は9億2660万円の借入れを行うこととしました。

「基金」からの繰入額の推移 ※当初予算額



「市債」借入額の推移 ※当初予算額



太郎家の家計簿

市の平成30年度一般会計予算225億6,000万円を、
毎月の家計費20万円に置き換えてみると…



太郎さんの家では、給料が9万1,600円のため、月の家計費20万円には10万8,400円不足してしまいます。そのため、親からの援助や貯金の取崩し、銀行からの借入れを行うなどして家計費を賄っています。

借金や貯金の取崩しをなるべく少なくするため、余計なものを買わないなどの努力をしていますが、家族の医療費などが増加してしまい、厳しい家計状況はここ数年変わっていません。

将来への貯蓄も必要なので、収入を増やすとともに、無駄遣いをなくすよう、家族全員で協力しなければなりません。

収入		支出	
給料（市税）	91,600 円	医療費（扶助費）	61,200 円
親からの援助（国・都支出金、地方譲与税など）	63,400 円	子どもへの仕送り（補助費等・繰出金）	53,800 円
ものを売ったお金、貯金の利子や配当（諸収入など）	16,000 円	食費（人件費）	31,000 円
貯金の取崩し（基金繰入金）	14,400 円	光熱水費・電話代（物件費）	29,600 円
銀行からの借入れ（市債）	8,200 円	家や庭の修理・整備、家電製品などの購入（普通建設事業費）	13,200 円
家賃収入（使用料・手数料、分担金など）	5,600 円	ローンの返済（公債費）	8,800 円
前月から繰り越したお金（繰越金）	800 円	その他（積立金など）	2,400 円
合 計	200,000 円	合 計	200,000 円

※（ ）内は市の予算に置き換えた費目を表します。

平成 30 年度の 主な事業

平成 30 年度予算書は、市役所 1 階市政情報コーナー、図書館のほか、市公式サイトでもご覧いただけます。

基本目標 1 生涯を通じて学び育つまち【子ども・生涯学習の分野】

子育て支援と保育・幼児教育の充実

- 民間保育園等における保育の質の向上支援 1,464 万円

保育人材の確保、保育士の業務負担の軽減などを図ることにより、保育環境の充実、保育・幼児教育の質の更なる向上を図ります。

- 妊娠・出産・子育て包括支援拠点（子育て世代包括支援センター）の運営 990 万円

- 発達支援体制の充実 3,608 万円

- 子ども・子育て支援事業計画の改訂 302 万円

- 民間保育園施設整備の支援 2億2,603 万円



▲羽村まつの木保育園の新園舎

学校教育の充実と次代を担う子ども・若者の育成

- 羽村西小学校特別支援学級整備工事の実施 751 万円

- 羽村第一中学校防音機能復旧（機器取替）工事の実施 2億3,421 万円

- 学力向上のための取組みの推進（学習サポーターなどの配置） 998 万円

- 多様なニーズに応じた教育相談の充実（家庭と子どもの支援員の増員など） 2,676 万円

- 教育用コンピューターの更新（小学校・中学校） 3,561 万円

生涯学習の推進

- 旧下田家住宅およびその生活用具の修復 2,335 万円

- 多摩川中上流域上総層群調査研究プロジェクト 459 万円

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会成功に向けた取組みとスポーツの推進 200 万円

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラム関連事業の実施 989 万円

- 読書活動の推進 1,352 万円

基本目標 2 安心して暮らせる支えあいのまち【福祉・健康の分野】

助けあい支えあう福祉社会の実現

- 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施（特別会計） 7,860 万円

- 地域包括支援センター事業の充実（特別会計） 4,850 万円

- 医療費の適正化（特別会計） 1,652 万円

- 生活困窮者自立相談支援事業の充実 912 万円

- 福祉作業所「スマイル工房」の施設整備の支援 1,000 万円

精神に障害のある方の日中活動の場である福祉作業所「スマイル工房」の施設整備を支援し、障害福祉の推進を図ります。

安心を支える健康づくりと保健・医療の充実

- 骨髄移植ドナー支援事業の実施 21 万円

- 妊婦健康診査および乳児家庭全戸訪問の充実 3,560 万円

- 予防接種の実施 1億2,286 万円

- がん検診の実施 4,417 万円

- ヘルスアップ健診の実施 3,226 万円



▲建設中のスマイル工房

基本目標 3 ふれあいと活力のあふれるまち【市民生活・産業の分野】

●防災行政無線（固定系）のデジタル化整備 1,115 万円

昭和 57 年度に導入した防災行政無線（固定系）について、アナログ周波数の使用制限および設備の老朽化に対応するため、デジタル化整備を実施します。



▲防災行政無線

ともにつくる住みよい地域社会の実現

○被災者生活再建支援システムの構築	427 万円
○安全で快適な道路環境の整備（市道第 3028 号線自転車専用通行帯設置等工事）	643 万円
○計測震度計システム機器の更新	484 万円
○町内会・自治会活動への支援	2,029 万円

地域とともに歩む魅力ある産業の育成

○羽村にぎわい商品券発行事業の支援	2,000 万円
○認定農業者制度の推進	1,421 万円
○企業誘致の促進	176 万円
○企業活動支援員等による個別支援	1,907 万円
○観光協会の機能強化の支援	784 万円

基本目標 4 ひとと環境にやさしい安全で快適なまち【環境・都市整備の分野】

●動物公園改修等工事の実施 1 億 2,905 万円 開園から 40 年経過する動物公園について、老朽化の進んでいる管理事務所、外柵などを改修します。また、公園内にトイレ、防災倉庫などを設置します。



▲羽村市動物公園改修工事完成イメージ

未来につなぐ環境都市の実現

○スマート交通システムの普及啓発（電気自動車の購入など）	354 万円
○廃棄物の共同処理などに関する取組みの推進	4,143 万円
○街路照明施設改修等工事の実施（街路灯の LED 化など）	630 万円
○低炭素化設備などの普及促進	2,218 万円
○多様な主体と協働した環境活動および自然環境学習の推進	694 万円

自然と調和した安全で快適な都市の形成

○羽村駅自由通路の拡幅等整備	6 億 222 万円
○羽村駅西口土地区画整理事業の推進（特別会計）	11 億 8,840 万円
○水道管路の耐震化（公営企業会計）	1 億 8,332 万円
○市道補修等工事の実施	2,006 万円

基本構想を推進するために

●東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成・市民意識の高揚を図る取組みの推進 1,010 万円

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成や市民意識の高揚を図るため、事前キャンプ地としての誘致活動などに取り組むとともに、市民団体など多様な主体と連携した取組みを進めます。また、西多摩地域などの自治体と連携し、オリンピック・パラリンピックのレガシーを創出する取組みを進めます。

○シティプロモーションの推進	945 万円
○「羽村市史」の編さん	3,627 万円
○多様な市民参画の推進	87 万円
○行財政改革の推進	16 万円

訴訟（墓地経営不許可処分取消等請求事件） 終結



▲富士見霊園

羽村市が提訴されていた「墓地経営不許可処分取消等請求事件」は、市側の主張が全面的に認められ、勝訴となりました。

これまでの裁判の経過など、事件の概要についてお知らせします。

【事件の概要】

平成24年1月30日、宗教法人から、市内緑ヶ丘3丁目地内に墓地を設置するための墓地経営許可申請書が提出されました。

墓地経営は「墓地、埋葬等に関する法律」により、永続性と非営利性を確保する趣旨およびその公共的性格から地方公共団体により行うことが原則であるとされており、羽村市では、都市計画墓園である富士見霊園を昭和47年に開設し、平成25年には拡張整備を行い、市において将来を見据えた計画的な霊園整備を進めていること、また、墓地の計画地は、都市計画法で定める工業専用地域にあり、市は今後のまちづくりにより多大な影響を及ぼすものであることなどの理由から、その申請を許可しない旨の処分（墓地経営不許可処分）を行いました。

これに対して、宗教法人は、平成25年2月5日付で、羽村市を被告とし、市が行った墓地経営不許可処分の取消などを求める訴訟を提起しました。

宗教法人は、第1審、第2審ともに、判決内容（左表参照）に不服があるものとし、最高裁判所への上告提起と上告受理申立てを行いました。平成30年2月15日、最高裁判所（第一小法廷）において、裁判官全員一致の意見として、その上告などを退ける決定がなされました。

これにより、羽村市が全面勝訴した第2審の判決が確定し、約5年間に及ぶ裁判が終結しました。

今回の最高裁判所の決定は、関係者の皆さまからのご理解とご協力のもとに、市が行ってきたまちづくりの有益性などが最高裁判所場で改めて追認されたものと理解しています。

【墓地計画の概要】

羽村市緑ヶ丘3丁目地内
3371・85平方メートル
1135区画

問合せ 生活環境課生活環境係 ☎205

【訴訟の概要、経過など】

年月日	経過などの内容
平成 23 年 8 月	平成 24 年 4 月 1 日から墓地経営許可の申請などに関する許可権限を、都道府県知事から市町村長に移譲するための法律が成立。
平成 23 年 8 月 23 日 ～ 26 日	「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、宗教法人が墓地設置に関する標識を設置。東京都知事（西多摩保健所長へ委任）に対して、標識設置届を提出。
平成 23 年 8 月 30 日	西多摩保健所長からの「墓地計画のお知らせ及びこれに係る意見（照会）」を、羽村市が受理。
平成 24 年 1 月 30 日	宗教法人が西多摩保健所長に対し、墓地経営許可申請書を提出。ただちに工事が始まる。
平成 24 年 3 月 15 日	宗教法人から西多摩保健所長へ、墓地の工事完了届を提出。
平成 24 年 3 月 26 日	西多摩保健所長から宗教法人に、先の工事完了届に対して、工事が完了したとは認められない旨の検査結果を通知。
平成 24 年 4 月 1 日	法令の改正により、墓地経営などの許可権限が東京都知事から羽村市長に移譲。平成 24 年 1 月 30 日に宗教法人から西多摩保健所長へ提出された墓地経営許可申請書の審査を羽村市長が引き継ぐ。
平成 24 年 9 月 27 日	平成 24 年 1 月 30 日に宗教法人から提出された墓地経営許可申請書に対し、羽村市が不許可処分を決定し、宗教法人へ通知。
平成 25 年 2 月 5 日	【宗教法人が羽村市を被告に提訴】 宗教法人は、法改正により、許可権者となった羽村市が行った許可しない旨の処分は違法であるとして、その取消しを求めるとともに、許可する旨の処分をしないことは裁量権の範囲を逸脱、またはその濫用となるとしてその義務付けを求め（以下「主位的請求」という）提訴した。 あわせて宗教法人は、羽村市の行為により、許可権限移譲前の西多摩保健所から許可処分を受けられなかったことにより損害が生じたとして、損害金 1 億円および遅延損害金の支払いを求めるとともに、羽村市が独自の審査基準を公表しなかったために、損害が生じたとして、同額の損害金および遅延損害金の支払いを求めた（以下「予備的請求」という）。
平成 28 年 11 月 16 日	【第 1 審判決 東京地方裁判所】 (1) 主位的請求のうちの墓地経営許可申請に対する許可処分の義務付けを求める部分を却下する。 (2) 宗教法人のその余の主位的請求を棄却する。 (3) 羽村市は、宗教法人に対し、7,898 万円およびこれに対する平成 24 年 4 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。 (4) 宗教法人のその余の予備的請求をいずれも棄却する。 (5) 訴訟費用はこれを 5 分し、その 3 を宗教法人の負担とし、その余は羽村市の負担とする。 (6) この判決は、第 3 項に限り、仮に執行することができる。
平成 28 年 11 月 24 日 ～ 28 日	宗教法人、羽村市ともに第 1 審の判決を不服として、東京高等裁判所へ控訴。
平成 29 年 8 月 9 日	【第 2 審判決 東京高等裁判所】 (1) 羽村市の控訴に基づき、原判決中羽村市敗訴部分を取り消す。 (2) 前項の部分に関する宗教法人の予備的請求をいずれも棄却する。 (3) 宗教法人の本件控訴を棄却する。 (4) 訴訟費用は、第 1、2 審とも宗教法人の負担とする。
平成 29 年 8 月 30 日	宗教法人が第 2 審（高等裁判所）の判決を不服として、最高裁判所に上告提起と上告受理申立て。
平成 30 年 2 月 15 日	【決定（調書） 最高裁判所第一小法廷】 裁判官全員一致の意見で次のとおり決定。 (1) 本件上告を棄却する。 (2) 本件を上告審として受理しない。 (3) 上告費用および申立費用は宗教法人の負担とする。

国民健康保険税の税率などを変更しました

問合せ 市民課保険係 ④ 127

国民健康保険（国保）とは

国保は、病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかれるよう、加入者の皆さんに国民健康保険税（保険税）を納めていただき、医療費を支出する助け合いの制度です。加入する方は、自営業の方や農業、漁業などを営んでいる方、退職して職場の健康保険などをやめた方、パート・アルバイトなどで職場の健康保険などに加入していない方です。

国民健康保険の都道府県化へ

国民健康保険は、被用者保険（健康保険など）と比べて、年齢構成が高く、それにともなつて医療費水準も高くなっています。また、所得水準は低く所得に占める保険税の負担が重いなど構造的な課題を抱えています。このため必要な保険税の確保が難しく、不足分を一般会計からの繰入金により補てんしています。

医療費（10 割分）、保険税、その他繰入金の 1 人当たりの推移
（単位：円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医療費	300,497	310,368	325,967	332,358	346,328
保険税	78,226	77,280	77,018	82,704	81,618
その他繰入	46,670	52,170	51,772	47,503	50,433

※平成 29 年度は見込額です。

このような国保の財政上の課題などを解決するため、平成 30 年度から財政の運営主体が、市町村から都道府県へと変わりました。

平成 30 年度からは、東京都から示された国民健康保険事業費納付金を支払うことで、医療費に係る費用全額が東京都から交付される仕組みへと

変わり、急激な医療費の増加などに左右されない安定した財政運営が可能となります。

一方、納付金を支払うための主な財源は保険税であり、必要とする保険税を確保するため「標準保険料率」が東京都から示されています。

この「標準保険料率」を参考に羽村市が保険税率を決定することとなりますが、平成 29 年度の羽村市の保険税率と「標準保険料率」を比べると差があるのがわかります（下表参照）。

保険税の税率など

市では、これまでも保険税不足分を解消するため、定期的な保険税率の見直しを行ってきましたが、このたび示された標準保険料率に合わせることは、国保加入者への急激な負担増につながるため、段階的に保険税率を見直すこととし、平成 30 年度は下表のとおり保険税率を改正することとしました。

保険税の税率など（比較）

項 目		標準保険料率	平成 30 年度	平成 29 年度	増 減
医療分	所得割税率	8.03%	5.54%	5.10%	0.44%
	均等割額	32,628 円	24,400 円	23,000 円	1,400 円
	賦課限度額		580,000 円	540,000 円	40,000 円
後期高齢者 支援分	所得割税率	2.47%	2.09%	2.00%	0.09%
	均等割額	10,723 円	10,300 円	9,800 円	500 円
	賦課限度額		190,000 円	190,000 円	—
介護保険分	所得割税率	2.02%	1.87%	1.80%	0.07%
	均等割額	12,064 円	12,000 円	13,000 円	▲ 1,000 円
	賦課限度額		160,000 円	160,000 円	—

保険税改正のモデルケース

1人世帯の場合（40歳以上 65歳未満）

年間所得額		0円	200万円	300万円	500万円
年税額	改正後	13,900円	205,300円	300,300円	490,300円
	改正前	13,700円	194,300円	283,300円	461,300円
	引上げ額	200円	11,000円	17,000円	29,000円

4人世帯の場合（両親40歳以上、子ども2人）

年間所得額		0円	200万円	300万円	500万円
年税額	改正後	48,700円	288,700円	416,400円	606,400円
	改正前	47,100円	274,200円	394,700円	572,700円
	引上げ額	1,600円	14,500円	21,700円	33,700円

保険税の軽減

国保世帯の合計所得金額が一定金額以下の世帯については、保険税（均等割額）の軽減対象となります。なお、平成30年度から軽減判定基準が一部拡大されました。

申請の必要はありませんが、所得が未申告の場合は軽減となりませんので注意してください。

○7割軽減：被保険者の世帯所得金額の合計が33万円以下の世帯

○5割軽減：被保険者の世帯所得金額の合計が33万円を超え、被保険者人数×57.5万円＋33万円以下の世帯

○2割軽減：被保険者の世帯所得金額の合計が33万円を超え、被保険者人数×50万円＋33万円以下の世帯

保険税の減免

次の場合は申請により保険税の減免の対象となります。

○災害そのほか特別な事情により生活が著しく困難になった場合

○被用者保険（職場の健康保険）の加入者本人が、後期高齢者医療制度（原則75歳から）に移行したことにより、65歳以上の被扶養者が国保に加入した場合

非自発的失業者への軽減

会社の都合による解雇などで失業した方は、保険税の軽減を受けることができます。詳しくは、問い合わせてください。

納付書の送付

平成30年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月上旬に送付します。

医療費の節約に努めましょう

近年、高血圧や糖尿病などの生活習慣病が増え、医療費の増加の要因となっています。

国保の加入者一人ひとりが、運動や食事などに気を付け、健康の保持・増進に努めることが、医療費全体の節約、安定した国保財政の運営へとつながっていきます。

特定健康診査の受診を！

国保では、生活習慣病を予防するための特定健康診査や特定保健指導を行っています。

国保に加入している40～74歳の方と後期高齢者医療制度に加入している方に、健康診査受診券を5月に送付します。

定期的に健康診査を受診し生活習慣病の予防を心掛けましょう。

「つづ」重複受診はやめよう

同じ病気で複数の医療機関を受診することは、医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響

を与えてしまうなどの心配もあります。

今受けている治療に不安などがあるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

ジェネリック医薬品の活用を！

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で製造された薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、価格は新薬の3～5割程度安くなる場合があります。

高血圧や糖尿病などで継続的に服薬している方や、複数の薬を服薬している方は、薬代を減らす効果が特に大きくなります。

※医薬品使用についての不安や疑問点は、医師や薬剤師に相談してください。



平成 30・31 年度の後期高齢者医療保険料率が改定されました

均等割額
被保険者 1 人当たり
43,300 円

+

所得割額
賦課のもととなる所得金額※
× 所得割率 8.80%

||

保険料額（年額）
100 円未満切捨て
限度額 62 万円

保険料は被保険者一人ひとりに掛かります。保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

保険料の決め方

保険料率は、法令に基づき 2 年間の医療給付費などに応じて定めることになっています。平成 30 年度・平成 31 年度（平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日）の保険料率は、平成 30 年 1 月の東京都後期高齢者医療広域連合議会において「保険料の決め方」とおり議決されました。保険制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんが病气やけがをしたときの医療費などの支払いに充てるため、医療費の自己負担分（1 割または 3 割）を除いた医療給付費の約 1 割を保険料として納めていただきます。残りの約 5 割を公費（国・都・区市町村）、約 4 割を現役世代からの支援金で負担します。

総所得金額などの合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33 万円以下で被保険者全員が 年金収入 80 万円以下（その他の所得がない）	9 割
33 万円以下で上記 9 割軽減の基準に該当しない	8.5 割
33 万円 + (27 万 5,000 円 × 被保険者の数) 以下	5 割
33 万円 + (50 万円 × 被保険者の数) 以下	2 割

※ 65 歳以上（平成 30 年 1 月 1 日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに 15 万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。ただし、この 15 万円（高齢者特別控除額）は所得割額の計算では適用されません。
※ 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

※ 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計から基礎控除額 33 万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

保険料の軽減

所得に応じて保険料が軽減される場合があります。なお、軽減には所得の申告が必要となる場合があります。

① 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」を基に均等割額を軽減しています。

※ 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計から基礎控除額 33 万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

② 所得割額の軽減

（東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減）
被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15 万円以下	50%
20 万円以下	25%

③ 被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額は、平成 30 年度は 5 割軽減、平成 31 年度以降は加入から 2 年を経過する月まで 5 割軽減、所得割額は当面の間かかりません。なお、低所得による均等割額の軽減（①）に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

問合せ

○ 制度について：広域連合お問合せセンター
☎ 0570-0861519（IP 電話、P
HS の方は ☎ 03-3222-4496 へ）
FAX 0570-0861075（土・日曜日、
祝日を除く午前 9 時～午後 5 時）
○ 個別の相談・個人情報を含むことについて：市
民課高齢医療・年金係 ⑮137

羽村市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定・介護保険料の改定

市では、老人福祉法と介護保険法に基づき「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」の二つの計画を一体的な計画として策定しました（計画期間：平成30年度～平成32年度）。

この計画では、現計画（6期）の基本理念や「地域包括ケアシステム」の推進に向けての取り組みを発展的に継承しながら「誰もが差別なく住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域社会」の構築に向けて、総合的に施策を推進するための具体的な取り組みをまとめました。

※「羽村市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」は市役所1階高齢福祉介護課・市政情報コーナー、図書館、市公式サイトでご覧いただけます。

問合せ 高齢福祉介護課高
齢福祉係 175

介護保険料が決まりました

所得段階区分		計算方法	保険料（年額）
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、市民税非課税世帯の方 ・市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から公的年金等所得額を控除した額が80万円以下の方	基準額 × 0.45 (軽減後)	25,920円
第2段階	市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から公的年金等所得額を控除した額が120万円以下の方	基準額 × 0.60	34,600円
第3段階	市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から公的年金等所得額を控除した額が120万円を超える方	基準額 × 0.70	40,300円
第4段階	世帯で市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から公的年金等所得額を控除した額が80万円以下の方	基準額 × 0.90	51,800円
第5段階	世帯で市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から公的年金等所得額を控除した額が80万円を超える方	基準額	57,600円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	69,100円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上の方	基準額 × 1.30	74,900円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額 × 1.50	86,400円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額 × 1.70	97,900円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額 × 1.80	103,700円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額 × 1.90	109,400円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	基準額 × 2.00	115,200円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 × 2.10	121,000円

※市では、介護給付費等準備基金を取り崩して保険料上昇を抑制し、負担能力に応じた設定としました。
※前年の所得に、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、合計所得金額は、当該特別控除額を控除して得た額となります。

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係 142

国民年金に関するお知らせ

平成30年度の国民年金保険料

平成30年度の国民年金保険料は、前年度より150円引き下げとなり4月から月額1万6340円となります。

納付書は4月上旬に日本年金機構から送付されます。納付忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけではなく、年金を受けられなくなる場合があります。納付書を確認し、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアで期限内に納めてください。

なお、便利で割引制度もある口座振替を利用する場合は、口座振替を希望する金融機関または郵便局で手続きをしてください。

クレジットカード納付については、青梅年金事務所に問い合わせてください。

国民年金保険料の免除・納付猶予申請

国民年金には、所得が一定額以下の方の保険料を免除または猶予する制度があります。また、失業した方は、特例として保険料が免除される場合があります（学生の方は、学生納付特例制度を利用してください）。

申請できる期間

● 過去期間：申請月から2年1か月前まで

※すでに保険料が納付済の月を除きます。

● 将来期間：翌年6月分まで

※1月～6月に申請するときは、その年の6月分までとなります。

【例】

平成30年5月に申請する場合、次の①②③の期間を申請することができます。

①平成27年度申請（平成28年4月～6月）

②平成28年度申請（平成28年7月～平成29年6月）

③平成29年度申請（平成29年7月～平成30年6月）

なお、この例の場合、平成28年3月以前の分は時効により申請できません。

申請方法 市役所または年金事務所の窓口で申請

申請に必要なもの 年金手帳・印鑑（代理人が申請する場合）

※離職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要となる場合があります。事前に問い合わせてください。

学生納付特例制度

国民年金の学生納付特例制度とは、

大学・専修学校などに在学中の方で、本人の前年所得が一定基準以下で保険料を納めることが困難なとき、申請して承認されると、在学中の保険料を猶予する制度です。

対象 国民年金第1号被保険者（20歳から60歳未満）の学生

所得基準額 申請者本人の前年の所得金額が次の式で計算した額以下であること

■ $11.8 \text{万円} + \text{扶養親族等の数} \times \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額}$

申請できる期間 20歳以上の学生である期間のうち、次の期間

● 過去期間：申請月から2年1か月前まで

● 将来期間：申請年度末まで

※すでに保険料が納付済の月を除きます。

【例】

平成30年5月に申請する場合、次の①②③の期間を申請することができます。

①平成28年度申請（平成28年4月～平成29年3月）

②平成29年度申請（平成29年4月～平成30年3月）

③平成30年度申請（平成30年4月～平成31年3月）

なお、この例の場合、平成28年3月以前の分は時効により申請できません。

申請方法

■ 前年度の申請に基づき平成30年度の在学が確認できた方

日本年金機構から学生納付特例の継続申請確認通知が送付されます。平成30年度も継続して申請する場合は、同封のはがきに必要な事項を記入して日本年金機構に返送してください。

■ 継続申請確認通知が送付されなかった方および初めて申請する方
市役所または年金事務所の窓口で申請してください。

申請に必要なもの 年金手帳・学生証または在学証明書など（学生である事が証明できるもの）・印鑑（代理人が申請する場合）

※離職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要となる場合があります。事前に問い合わせてください。

問合せ 青梅年金事務所 ☎ 0428

13013410 / 市民課高齢医療・年金係 ☎ 137



春満開

「桜のトンネル」や見事な「一本桜」など約 160 本の桜が、見ごろを迎えます。ぜひ友だちや家族とお越しください。また、4 月 1 日(日)は「はむら花と水のまつり」に協賛して入園が無料となります。※駐車場は有料です。自転車でお越しの際は、富士見斎場入口の自転車置き場を利用してください。

イースターイベント

隠れた卵を見つけよう！【エッグハント】

園内のいろいろな場所に隠された卵を見つけてスタンプを集めよう。全部集めると、かわいいシールがもらえるよ（数量限定）。

日時 4 月 1 日(日)午前 9 時～午後 4 時

LINE @はじめました！

動物公園のさまざまな情報が取得できる『LINE @』をはじめました。スマートフォンなどでウェブサイトをご覧いただく際にもとても便利です。

登録方法 LINE の友だち追加から ID 検索で登録をしてください。

ID @eeu3554w

※羽村市動物公園ウェブサイトから QR コードでの登録もできます！

問合せ 動物公園 ☎ 579-4041

「東京で子育てしやすいまち」羽村市の魅力や市民記者が取材して書いた記事を市公式 PR サイトで公開しています。詳しくは「愛情はむら」で検索してください。
問合せ シティプロモーション推進課シティプロモーション係 ☎ 342



愛情はむら

はむら家族「愛情はむら」〜東京で子育てしやすいまち〜

羽村市で子育てを楽しんでいる「はむら家族」に登場していただいています。今月は「山本さん家族」です。

山本さんから一言

子どもたちは、いろいろなイベント・行事・発表会などに出席していただいています。息子が囃子保存会に入り、ひよつとこの踊りで山車に乗せてもらうなど、思いい出がいっぱいあります。

子どもたちが小さい時には、ゆとろぎの屋上の、緑の芝生の上に敷物を敷いて、遠くの山のきれいな景色を眺めながら、お弁当を食べたのが今でも忘れられません。嬉しそうに「ママのおにぎりおいしい！」と、言ってくれてかわいかったです。

撮影場所 ゆとろぎ

リサちゃんといくるちゃんの
これ知ってる？
＜ごみ出しの「あい」言葉！＞



羽村リユース&リデュースプロジェクト30 リユース食器貸出事業

リユース食器を使用して、廃棄物となってしまう使い捨て容器を削減し、二酸化炭素の排出を抑制しましょう。

対象 市内の団体・事業者・個人の方が行う参加者おおむね20人以上のイベントで、1回の使用数量が約200個以上の場合

使用期間 平成31年3月15日(金)まで予約可能(それ以降の使用を希望する場合は相談してください)
受付方法 先着順(申込多数の場合はキャンセル待ちで受付)

※貸出しの際、食器1個につき10円をお預かりします(上限2000円)。紛失した場合、預かり金の中から1個につき100円を弁償していただきます。

※詳しくは、市公式サイトをご覧ください。お問い合わせください。

※この事業は(公財)東京市町村自治調査会のオール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の助成金により、羽村市地球温暖化対策推進協議会エコネットはむらが企画運営するものです。

エコちゃん&クール先生によるリユース食器一問一答

エコ リユース食器はどこで借りられますか。

クール 環境保全課の窓口で手続きができるよ。

エコ どんな種類のものがありますか。

クール どんぶり、おわん、お皿、コップ、箸などがあるよ。これだけの種類があれば、大抵の飲食を伴うイベントは大丈夫そうだね。



▲エコちゃん



◀▲リユース食器

平成29年度リユース食器利用実績
(平成30年1月31日時点)

項目	数量
利用のイベント数	71回
貸出食器総数	42,646個
削減したごみの総量	482.43kg
削減したCO2の総量	3,107.27kg-CO2
削減したCO2を杉の木で換算	約220本分

※杉の木1本につき14kgのCO2を吸収するとして試算



▲クール先生

問合せ 環境保全課環境保全係 225

クール 使った食器は、残飯を取り除いてそのまま返却できるんだよ。手間いらずで二酸化炭素削減にもつながり、とってもエコでクール！

エコ 食器を洗って返さなければいけないんですか。

クール 祝日を除く月々金曜日の午前9時から午後5時までに環境保全課の窓口に来てください。

エコ 食器の受取りと返却はどうすればいいですか。

クール イベント開催日の20日前までに申し込んで10日前までに使用数量・種類を確定してくださいね。

エコ いつまでに申し込めばいいですか。

クール イベント開催日の20日前までに申し込んで10日前までに使用数量・種類を確定してくださいね。

4月の
テレビはむら

「テレビはむら」は羽村市制作の広報番組です。番組内容は変更となる場合があります。

ケーブルテレビ(毎日放送・木曜日更新)

TCN 055ch

午前9時～/午後5時～/午後9時～

地上デジタル放送(毎週土曜日放送)

TCN 地上デジタル10ch(101ch)

午後1時30分～/午後5時～/午後9時～

YouTube

羽村市公式動画チャンネルで配信しています。

問合せ 広報広聴課広報係 505

はむら花と水のまつり
～前期さくらまつり～



玉川上水の水面に映える桜と関東最大級のチューリップ畑。羽村が1年で最も美しく輝く季節がやってきました！満開の桜の下、たくさんのお客でにぎわう「はむら花と水のまつり 前期さくらまつり」の会場からたっぷりとレポートします！

狂犬病予防注射を忘れずに！ 定期集合注射のお知らせ

問合せ 環境保全課環境保全係 225



犬を飼っている方は、必ず市に犬を登録し、狂犬病予防注射を受けさせてください。

定期集合注射を行います

手数料・料金

登録済みの場合 3650円（予防注射3100円、注射済票550円）

※3月に市が送付した「狂犬病予防注射済票交付申請書」（ピンク色）を持参してください。

新たに登録する場合 6650円（登録3000円、予防注射3100円、注射済票550円）

注意事項

□受付時間を守ってください。時間を過ぎると、次の会場へ移動します。

□事前に送付した注射済票交付申請書裏面の問診票に必要事項を記入し、持参してください。

□犬が病気・妊娠中の場合は、必ず注射前に獣医師に申し出てください。

□生後3か月未満の犬および2週間以内に人をかんだ犬は、予防注射ができません。

□事故防止のため、首輪をしつかり締めリードは短めにし、犬を制御できる人が連れて来てください。

□犬の体は清潔にし、ふんは持ち帰ってください。

□集合注射会場では注射済票交付申請書裏面の問診

票の結果をもって、狂犬病予防注射の猶予手続きをすることはできません。

犬の登録と注射

□犬を取得した日、または生後90日を経過した日から30日以内に登録しなければなりません。

□狂犬病予防注射は、必ず毎年4～6月（犬を取得した最初の年は、犬を取得した日または生後90日を経過した日から30日以内）に接種させ、注射済票の交付を受けなければなりません。

集合注射日程（雨天実施）

期日	会 場	所在地	受付時間
4月26日(木)	東会館	羽東 3-11-32	午前10時～10時35分
	中央館	羽中 3-6-4	午前10時45分～11時20分
	美原会館	羽西 1-20-6	午前11時30分～午後0時5分
	西部地域備蓄倉庫	小作台 5-19-4	午後1時25分～2時
	栄会館	栄町 1-14-14	午後2時20分～3時
4月27日(金)	三矢会館	神明台 4-4-9	午前10時～10時45分
	神明台会館	神明台 1-17-4	午前10時55分～11時30分
	川崎会館	川崎 3-7-13	午前11時40分～午後0時10分
	緑ヶ丘第二会館	緑ヶ丘 2-18-2	午後1時30分～2時
	羽村市役所	緑ヶ丘 5-2-1	午後2時10分～3時

※集合注射を受けない場合は、個別に動物病院で4～6月の間に予防注射を接種させてください。

動物を飼うこと...

法律などで、次のことが定められています。

動物を飼うことについて、もう一度考えてみましょう。

●最期まで面倒をみられますか？

飼う動物の習性や生理をよく理解し、愛情をもって最期まで面倒をみなければなりません。

●不妊・去勢のことを理解していますか？

繁殖した動物を自らの責任で飼養または譲渡できないときは、不妊・去勢手術などの繁殖制限に関する適切な措置に努めなければなりません。

●身元表示をしていますか？

飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子になった動物の発見を容易にするためにも、犬には鑑札・狂犬病予防注射済票を装着し、猫やその他の動物には名札などを付けましょう。

●リードでつないでいますか？

犬を散歩させるときは、リード（引き綱）できちんとつなぎましょう。

●ふんやオシッコをそのままにいませんか？

散歩にはペットボトルなどで水を携帯し、オシッコをしたときは水で流しましょう。

市の条例で、犬のふんの持ち帰りを義務化しています。違反した場合は、5000円の過料に処されます。

●罰則があること、知っていますか？

犬の登録・狂犬病予防注射済票交付申請をしないとき、犬の鑑札・狂犬病予防注射済票を着けないときは、20万円以下の罰金となります。

イベント

はむら花と水のまつり2018
開催中!

前期 さくらまつり

日時 4月9日(月)までの午前10時〜午後8時30分
会場 羽村堰周辺

動物公園無料開放

日時 4月1日(日)午前9時〜午後4時30分(最終入園時間は午後4時)

■日野自動車株式会社羽村工場さくらまつり
日時 4月7日(土)午前10時〜午後2時30分
会場 日野自動車(株)羽村工場(雨天中止)

■市内神社の春祭り
宵祭り 4月7日(土)
本祭り 4月8日(日)

■山車の曳き合わせ
日時 4月7日(土)午後3時ごろ
会場 羽村駅西口駅前

■神輿の川入れ
日時 4月8日(日)正午ごろ
会場 羽村堰下

後期 チューリップまつり
日時 4月6日(金)〜25日(水)の午前10時〜午後5時

会場 根がらみ前水田

■はむらんとはむら応援隊長「リフレンズ」がやって来る!

日時 4月6日(金)午後1時〜3時
■こいのぼり飾り

日時 4月12日(木)〜15日(日)の午前10時〜午後5時

注目情報

■足湯体験
▽さくらまつり会場

日時 さくらまつり開催期間中の金・土・日曜日の午前10時〜午後4時

▽チューリップまつり会場
日時 4月13日(金)〜15日(日)・20日(金)〜22日(日)の午前10時〜午後4時

■福島復興応援キャンペーン
福島県の復興応援として特産品を販売します。

▽さくらまつり会場
日時 4月1日(日)・7日(土)・8日(日)の午前10時〜

▽チューリップまつり会場
日時 4月14日(土)・15日(日)・21日(土)・22日(日)の午前10時〜

※各日商品が売切次第終了となります。
問合せ 羽村市観光協会 ☎555-19667 / 産業振興課商工観光係

⑤ 656
「コミュニティバス「はむら」バス停変更」
チューリップまつり開催期間中の

土・日曜日は「一峰院」バス停と「こいの里」バス停が利用できなくなります。奥多摩街道沿いの玉川神社西側に臨時バス停を設置します。臨時バス停を利用してください。

問合せ 都市計画課住宅・交通係 ☎276



伝統文化 交流事業 in ゆとろぎ
「越中八尾おわら風の盆と西多摩の郷土芸能」

富山県八尾町おわら保存会の皆さんが羽村で情緒豊かに演じます。

「西多摩の郷土芸能」は都の無形民俗文化財に指定されている奥多摩町の川野車人形をご覧いただきます。

日時 6月23日(土)午後5時〜7時(開場午後4時30分)

会場 ゆとろぎ大ホール
定員 775人(全席指定席)

入場料 大人500円、子ども100円(未就学児は入場できません)

※チケット購入者に富山県八尾の和紙

使用特製しおりをプレゼントします。

出演 越中八尾おわら保存会

川野車人形保存会

※越中八尾おわら保存会の皆さんが踊りの指導をします。

招待 市内の小・中学生とその保護者1人(先着100人)を無料招待します。

4月1日(日)〜5月31日(木)に、所定の申込書に記入し、ゆとろぎ窓口へ(祝日以外の月曜日を除く午前9時〜午後8時)。

問合せ ゆとろぎ ☎570-0707



伝統文化 いけばな ことも教室

いけばな文化に関する学習と実技指導を通じ、自然の中で育まれた日本独自の文化を理解する教室です。

日時 4月～平成31年1月の土曜日
(全11回) 各日午前10時～11時30分

※11月10日(土)・11日(日)に子どもフェスティバルで展示発表を行います。

会場 ゆとりぎ3階創作室1

対象 小学生

定員 20人(申込多数の場合は抽選)

費用 各回500円(花代)

主催 羽村市いけばなさくら会

申込み 4月13日(金)(必着) までに、

はがきに「住所・氏名・学校・学年・保護者氏名・電話番号」を記入し、

郵送で〒205-0002 羽村市

栄町2-7-8 竹田ヤス子へ

問合せ ゆとりぎ ☎ 570-0707

伝統文化日本舞踊こども教室

ゆかたの着方・たたみ方、帯結び、礼儀作法など、伝統的な生活文化について学び、日本舞踊の基礎となる踊りを練習します。

日時 5～11月の日曜日(全15回)

各日午後1時30分～3時、11月11日(日)にゆとりぎ小ホール(子どもフェスティバル)で発表会を行います。

会場 ゆとりぎほか

対象 小学生

定員 20人(申込多数の場合は抽選)

費用 500円(全16回分)

持ち物 ゆかた一式

主催 羽村市日本舞踊若竹の会

申込み 4月22日(日)(必着) までに、

往復はがきの往信はがきの裏面に

「住所・氏名・学校・学年・保護者氏名・電話番号」を記入し、返信

はがきの表面に「自分の住所・氏名」を記入し、郵送で〒205-

0011 羽村市五ノ神4-14-18

1703 福田千恵へ

問合せ ゆとりぎ ☎ 570-0707

キッズ伝統芸能体験

「本物に出会い、学ぶ「和のお稽古」プログラムに参加しませんか」

都では、伝統芸能を次世代に伝える

ため、都内の文化施設を会場に、能楽や長唄、三曲などさまざまなジャンルの「キッズ伝統芸能体験」プログラム

を毎年行っています。今年は人気の長唄三味線のコースをゆとりぎで行います。

開講式(お稽古始め)

期日 7月26日(木)

会場 国立能楽堂

稽古(長唄三味線)

日時 8月12日・19日・26日、9月

2日・9日・16日・23日・30日、10

月7日・21日、11月4日・18日・25

日、12月2日・9日・16日(いずれ

も日曜日)のAクラス午前10時～11

時、Bクラス午前11時15分～午後0

時15分

※クラスの指定はできません。

会場 ゆとりぎ3階和室

対象 小学生・高校生

定員 1クラス15人程度(申込多数

の場合は抽選)

※抽選結果は各人に通知します。

参加費 1万5000円(別途、教材

費など負担あり)

講師 プロの実演家

リハースル・発表会

日時 12月23日(日)または24日(月・休)

会場 国立劇場小劇場

共催 東京都/アーツカウンシル東

京(公財) 東京都歴史文化財団

／(公社) 日本芸能実演家団体協議

会/羽村市教育委員会

申込み 4月2日(月)～6月6日(木)に

(公社) 日本芸能実演家団体協議会

「芸団協」内「キッズ伝統芸能体験」

事務局へ

※申込方法やほかのプログラムなど詳

しくは、ゆとりぎ窓口にあるパンフ

レットをご覧ください。か「キッズ伝

統芸能体験」公式サイトをご覧ください。

問合せ (公社) 日本芸能実演家団体

協議会「芸団協」内「キッズ伝統芸

能体験」事務局 ☎ 03-5909

13060/ゆとりぎ ☎ 570-

0707

ゆとりぎ市民大学講座 「生涯にわたる発達心理学」

現在の発達心理学では「発達」を生涯にわたる過程と考えます。この講座では、子どもの心と体が成人へと成長していく様子を描きつつ、老いに伴う衰退や喪失もまた「発達」の重要な側面として捉えていくことで、人の一生を全体的に理解していきます。

日時 5月27日(日)、6月3日(日)・10

日(日)の午後2時～4時

会場 ゆとりぎレセプションホール

対象 一般(市内在住の方優先)

定員 50人(申込多数の場合は抽選)

持ち物 筆記用具

内容 全3回で、1回目は「乳幼児

期・児童期」、2回目は「青年期・

成人期」、3回目は「中年期・老年期」

を学びます。

講師 石川智さん(杏林大学保健学

部臨床心理学講師)、櫻井未央さ

ん(杏林大学保健学部臨床心理学

講師)

申込み・問合せ 4月1日(日)～5月11

日(金)に、電話または直接ゆとりぎへ

☎ 570-0707(祝日以外の

月曜日休館・午前9時～午後8時・

電子申請サービスでも受付)

児童扶養手当（月額）

		変更前	変更後	差 額
第1子	全部支給	42,290 円	42,500 円	210 円
	一部支給	42,280 円 ～ 9,980 円	42,490 円 ～ 10,030 円	210 円 ～ 50 円
第2子	全部支給	9,990 円	10,040 円	50 円
	一部支給	9,980 円 ～ 5,000 円	10,030 円 ～ 5,020 円	50 円 ～ 20 円
第3子	全部支給	5,990 円	6,020 円	30 円
	一部支給	5,980 円 ～ 3,000 円	6,010 円 ～ 3,010 円	30 円 ～ 10 円

特別児童扶養手当

■ 1 級

（変更前） 5 万 1 4 5 0 円

（変更後） 5 万 1 7 0 0 円

※差額 2 5 0 円

■ 2 級

（変更前） 3 万 4 2 7 0 円

（変更後） 3 万 4 4 3 0 円

※差額 1 6 0 円

※児童扶養手当の4月期分は4月13日（金）に、特別児童扶養手当の4月期分は4月11日（水）に指定の口座に振り込みます。確認してください。

問合せ 子育て支援課支援係 ㊦ 236

事業計画の策定

第五次羽村市地域福祉計画を策定しました

この計画は、社会福祉法に基づき、第四次羽村市地域福祉計画の進捗状況や地域をとりまく状況などの分析・検証を行い、地域福祉の推進を目的として策定しました。計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間です。今後は、この計画に基づき、地域福祉の増進に努めていきます。

※「第五次羽村市地域福祉計画」は、市役所1階社会福祉課窓口・市政情報コーナー、図書館、市公式サイトでご覧いただけます。

問合せ 社会福祉課庶務係 ㊦ 112

羽村市障害者計画、第5期羽村市障害福祉計画及び第1期羽村市障害児福祉計画を策定しました

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的な計画として策定しました。この計画では、これまで羽村市障害者計画の基本理念としてきた

募 集

「ともに生きる地域社会「はむら」の創造」を引き続き基本理念として掲げながら、基本的視点を、人権の尊重、自己決定の尊重、ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進として、一層の障害者施策の推進を図っていきます。

※羽村市障害者計画、第5期羽村市障害福祉計画及び第1期羽村市障害児福祉計画は、市役所1階障害福祉課窓口・市政情報コーナー、図書館、市公式サイトでご覧いただけます。

問合せ 障害福祉課障害福祉係 ㊦ 172

羽村市生涯学習基本計画推進懇談会委員の募集

市では、平成28年度に「生涯学習基本計画後期基本計画」（平成29年度～平成33年度）を策定し、さまざまな視点から生涯学習施策を掲げ、生涯学習の推進に向け、取り組んでいます。

この基本計画について、市民の皆さんからご意見をいただき、更なる生涯学習施策の充実に努めるとともに、進捗状況などについて意見交換することを目的に設置する「羽村市生涯学習基本計画推進懇談会」の委員を募集します。

応募資格 市内在住・在勤の18歳以上

の方で、市が設置するほかの審議会・懇談会などの委員になっていない方

募集人員 5人

任期 平成31年3月31日まで（再任は妨げません）

開催回数 全4回程度

開催時間 原則平日夜間、午後7時～9時の2時間を予定

報酬（日額） 2500円

選考方法 応募多数の場合は4月20日（金）午後5時15分から市役所3階生涯学習総務課窓口で公開抽選

※抽選結果は応募者各人に通知します。

応募方法 4月20日（金）午後5時（必着）までに「住所・氏名・年齢・職業・連絡先（電話番号またはメールアドレス）を電話・郵送・ファクス・Eメールまたは直接応募先へ

応募先・問合せ 生涯学習総務課生涯学習推進係 ㊦ 362 20518601（所在地記載不要）

FAX 57810131

✉ s703000@city.hamura.tokyo.jp

地域包括支援センター運営協議会 市民公募委員の募集

地域包括支援センターの公正・中立性を確保するとともに、その適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を設置しています。現委員の任期満了に伴い、新たに市民公募委員を募集します。

応募資格 市内在住の40歳以上の方
※任期中は、市が設置するほかの審議会・懇談会などの委員を兼務することはできません。

募集人員 2人(40〜64歳の方1人、65歳以上の方1人)

任期 6月1日〜平成32年5月31日

開催回数 年4回程度

開催時間 原則平日夜間、午後7時30分〜2時間程度

報酬(日額) 9000円

選考方法 作文を基に審査し、決定します。

※作文は非公開とし、後日返却します。
※選考結果は応募者各人に通知します。

応募方法 4月2日(月)〜16日(月)の午後5時(必着)までに「これからの地域包括支援センターに求められること」についての考えを800字程度にまとめ「住所・氏名・年齢・電話番号・職業」を記入し、郵送・Eメールまたは直接応募先へ(様式自由)

応募先・問合せ 高齢福祉介護課 地域包括支援センター係 198-205

〒8601 (所在地記載不要)
☐s304200@city.hamura.tokyo.jp

ありがとう! 第50回青空市
〜片付け・手放す・始末する〜

25年間多くの皆さんに参加していただいた青空市は、今回で最後となります。第50回を記念した企画を用意しています。お楽しみに!

日時 5月12日(土)午前8時45分〜正午
会場 富士見公園Cグラウンド

※雨天およびグラウンド状態不良の場合中止

出店者募集

品物の再利用を図ることを目的としています。営業目的の出店はできません。お楽しみ企画を用意しています。

応募資格 市内在住・在勤・在学の高校生以上の個人または団体

※高校生は保護者の承諾が必要です。

区画数 一般枠100区画・クラフト(手作り品)枠8区画(いずれも先着順)

参加費 1区画(3m×4m)：一般枠500円、クラフト枠：800円
※クラフト枠にはテントとテーブルを貸し出します。

取扱品 家庭で不要となった品物や不要な素材などで製作したもので、壊れていないもの

※電気製品・食料品・ペットなどは販売できません。

申込み 4月22日(日)午前9時〜正午に、市役所1階市民ホールへ

※1人当たりの申込み区画数に制限はありません(クラフト枠は除く)。

※先着順で出店場所を選べます。

※申込受付時、初出店者と希望者に青空市当日の説明を行います。

※参加費は、おつりのないよう用意してください。

※4月23日(月)〜27日(金)の間、区画の残数があれば、電話で受け付けます。
Eメールで申し込む場合は、市公式サイト「フリーマーケット(青空市)」をご覧ください。

今後は新たなフリーマーケットにご期待ください。

問合せ 生活環境課生活環境係 ☎204

「第3回HAMURAMERIRIボ ン演劇祭」出演団体募集

今回で第3回となる演劇祭の出演団体を募集します。朗読、ミュージカルなど演劇のジャンルは問いません。

期日 7月21日(土)・22日(日)
会場 ゆとろぎ小ホール

対象

□西多摩地域で活動をしている学校の演劇部

□市内を活動の拠点とする演劇団体

□第1・2回HAMURAMERIRIボン演劇祭参加団体

メリーリボンとは
○メリーリ：陽気な・笑いを楽しむ・お祭り気分の

○リボン：出会い・絆・結びつき
この二つの単語を合わせた造語です。演劇を通して人と人が出会い、絆を育み、誰もが陽気で元気になる時間と空間をプレゼントする気持ちをこの言葉に込めました。

申込み・問合せ 4月15日(日)まで(月曜日を除く午前9時〜午後8時)に「団体名、代表者の住所・氏名・電話番号、団体の経歴、上演予定の内容」を記入したものを直接ゆとろぎへ ☎57010707

ゆとろぎオペラ『魔笛』市民合唱 団員募集!

11月3日(土)にゆとろぎ大ホールで、第49回羽村市文化祭特別企画「ゆとろぎオペラ『魔笛』」公演を行います。

オペラを学んで、プロの音楽家と一緒に参加する合唱団員と「クナーベ(児童)」役を募集します。合唱は日本語

です。

①市民合唱団

対象 合唱経験者・中学生以上

定員 50人（先着順）

②「クナーベ（児童）」役

対象 小学校3年生以上

定員 10人（先着順）

※小・中学生は保護者の同伴または送迎のできる方

練習初回日時 5月17日(木)午後6時30分

分（練習は主に木曜日夜）

会場 ゆとりぎりハーサル室

費用 大人3000円、高校生以下500円

※衣装自己調達（初回の練習で説明）

講師 大井哲也さん（声楽家・二期会会員・羽村市出身）

申込み・問合せ 4月1日(日)～30日

（月・休）（祝日以外の月曜日を除く）

の午前9時から午後8時までに、電話または直接ゆとりぎへ ☎570

10707

健康

日本脳炎予防接種について

今年度3歳になるお子さんへの第1期および9歳・18歳になる方への第2期予防接種を行います。希望する方は、医療機関へ予約し、接種してください。

3歳になるお子さん

3歳児健診の案内と一緒に予防票を送付します。

9歳になるお子さん

9歳の誕生日に予防票を送付します。

18歳になる方

4月中に予防票を送付します。なお、通知は対象者各人に送付します。4回の予防接種を終了している場合は、接種の必要はありません。

そのほかの年齢の方

次の年齢に該当し接種を希望する方に、予防票を渡します。母子健康手帳を持参して保健センターへお越しください。

①法で定める対象年齢（3歳～7歳5か月・9歳～13歳の誕生日の前日まで）のお子さん

②重篤な副反応の発生に伴い、日本脳炎予防接種が控えられたことにより接種機会を逃した方のうち、平成10年4月2日から平成19年4月1日生まれる方

※20歳の誕生日の前日までの間は定期予防接種の対象者として第1期・第2期ともに接種することができます。

問合せ 保健センター ☎626

第1期 胃がん・呼吸器（肺がん・結核）検診

日時 5月26日(土)～30日(水)各日午前7時30分～正午（時間指定不可。受診時間は受診券に記載します）

会場 保健センター

対象 市内在住の40歳以上の方

※次に該当する方は、受診できません。妊娠中または妊娠の可能性がある方、胃や肺に病気があり治療中の方、職場で受診する機会のある方。

定員 各日100人（申込多数の場合は抽選）

受診決定者に受診券を5月1日(火)に発送する予定です。抽選に外れた方へも連絡します。

内容 胃がん検診（腹部デジタルX線撮影）、呼吸器検診（胸部デジタルX線撮影・喀痰検査）

※喀痰検査は別途検査条件があります。

※問診票は当日記入していただきます。事前に記入したい方は、受診券が手元に届いたら保健センターへお越しください。

注意事項

□胃がん検診・呼吸器（肺がん・結核）検診は同時受診可能です。

□胃がん検診を受ける方は、前日午後9時以降飲食ができません。

□喀痰検査を希望する場合は、該当理由を必ず記入してください。喀痰検査だけの受診はできません。

喀痰検査条件（1日の喫煙本数）×（喫煙年数）≧400以上の方

申込み 4月2日(月)～23日(月)（消印有効）に保健センターで申込用紙に記入するか、はがきに必要事項を記入し郵送で保健センターへ〒205-0003 羽村市緑ヶ丘5-5-2

問合せ 保健センター ☎623

※申込用紙は、保健センター・市役所1階案内・市役所各連絡所で配布するほか、保健衛生事業日程表に掲載しています。市公式サイトからダウンロードすることもできます。

※家族で検診を希望する場合も、1人1枚の申込みが必要です。

※定員に満たない場合、23日(月)以降も受け付けます。

申込みはがき記入方法

＜裏面＞	
■氏名（フリガナ）、生年月日、住所、電話番号	
■検診希望日	
・第1希望 5月○日	
・第2希望 5月○日	
■受診希望検診項目	
※胃のみ、呼吸器のみ、胃・呼吸器両方（いずれか選択して記入）	
■喀痰検査希望の有無	
※有の場合は、理由も記入（注意事項参照）	

※情報アラカルトは、28 ページから右へ読み進めてください。

ウェブサイトもご覧ください。

福生病院組合から

福生病院組合 職員採用

採用予定日 平成 31 年 4 月 1 日(月) (当該免許を有する方は欠員状況により随時採用します) /

応募方法 4 月 23 日(月)～5 月 8 日(火) (土・日曜日、祝日を除く)の午前 9 時から午後 5 時までに、次の書類を郵送または受験者が直接応募先へ①福生病院組合職員採用試験受験申込書(公式サイトからダウンロード)②資格免許証の写し(平成 31 年春に取得見込みの方は卒業見込証明書および成績証明書)

※郵送の場合は、受験申込書などを折らずに送付してください。※詳しくは、公立福生病院ウェブサイトをご覧ください。

試験

期 5 月 19 日(土) / **試験科目** 小論文(800 字以内)・個別面接

注意事項

○地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する方は、受験できません。

○当該免許を取得する見込みの方の場合、平成 31 年春に当該免許を取得できなかったときは、採用を取り消します。

職種・資・定

○助産師の資格を有する方また

は採用予定日現在、その免許を取得する見込みの方(平成 31 年春の国家試験受験者)・若干名

○看護師の資格を有する方または採用予定日現在、その免許を取得する見込みの方(平成 31 年春の国家試験受験者)で、昭和 53 年 4 月 2 日以後に生まれた方、ただし卒業見込みの方については、昭和 63 年 4 月 2 日以後に生まれた方・20 人程度

※選考区分は、助産師の場合または看護師免許を取得するための大学(短期大学を除く)を卒業(見込み)の場合は「大学卒業程度」とし、そのほかの場合は「その他」とします。※交替制勤務可能な方に限ります。※採用予定人員は、欠員状況により増減する場合があります。

応募先・問 福生病院組合庶務課庶務係 〒197-8511 福生市加美平 1-6-1 ☎ 551-1111 ㊟ 2512 ～ 2515

※メディカルアシスタント(嘱託職員)も募集しています。

シルバー人材センターから

入会説明会

日 4 月 16 日(月)午後 1 時 30 分～
問 シルバー人材センター
☎ 554-5131

官公署などから

糖尿病教室「糖尿病のすべてが学べます」

日 毎月第 4 木曜日午後 1 時 30 分～3 時(8 月・12 月は除く) / **会** 西多摩医師会館 / **対** 糖尿病患者および糖尿病予備群(家族の方も可)

申・問 土・日曜日、祝日を除く午前 10 時～午後 4 時に、電話で(一社)西多摩医師会へ ☎ 0428-23-2171

東京都子育て支援員研修(第 1 期)の受講者募集

地域型保育や一時預かり事業、企業主導型保育事業など各事業に必要な知識や技術を有する子育て支援員養成研修です。
対 市内在住または在勤で、今後子育て支援員として就業する意欲のある方など

申・問 4 月 23 日(月)までに「子育て支援員研修 受講申込書」を郵送(書留)で(公財)東京都福祉保健財団福祉人材養成室子育て支援員担当へ 〒163-0719 新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 19 階 ☎ 03-3344-8533

※詳しくは、募集要項(羽村市役所 2 階子育て支援課で 4 月 6 日(金)から配布)・東京都福祉保健財団ウェブサイト、東京都ウェブサイトをご覧ください。

※情報アラカルトは、28 ページから右へ読み進めてください。

第 6 回発表会
Spring Performance
「四季」(グlazノフ)ほか
2018.4.29(sun)
Open 16:00
Start 16:30
Close 19:45(予定)
会場:羽村市生涯学習センター ゆとろぎ 大ホール
*入場無料*入場整理券をお持ちください
*当日整理券もご用意(問合せ先:さやかバレエスタジオ)

Sayaka
Ballet Studio
5・6・7 月
無料体験レッスン受付中
さやかバレエスタジオ
羽村市羽東 1-7-1 1
ステーションサイドビル 2F
tel.042-555-8683
http://sayakaballetstudio.com

問合せ 337 広報広聴課 広報係

※詳しくは、市公式サイト
をご覧ください。か、問
合せてください。

希望する月の前々月の 15 日
までです。

申込みは、広告の掲載を
希望する月の前々月の 15 日
までです。

広告掲載募集中

有料広告

利用者カードは更新が必要です

図書館の利用者カードは、2年に一度、誕生月に登録データの更新を行っています。対象の方はカウンターで登録内容を確認します。更新の際には運転免許証や保険証などの住所が確認できるものを持参してください。在勤の方は、勤務先の確認ができる書類などを持参してください。ご協力をお願いします。利用者カードをなくした方は、カウンターに相談してください。また、2年以上利用者カードを利用していない方は、個人データを消去します。図書館を利用する場合には、再度登録が必要です。

※利用者カードを持っている方は持参してください。

☆家族登録をすると便利です

家族登録を設定すると、家族の方の予約資料の受け取りや返却資料の確認ができるようになります。登録する家族の方全員の利用者カードを持参の上、カウンターで手続きをしてください。

おはなし会

楽しいおはなしと4月からのおはなし会スタンプカードを用意して待っています。

幼児向け

日 4月14日(土)午前11時～／
会 本館／内 パネルシアター

「三びきのやぎのがらがらどん」など

新刊雑誌・新聞のコピーはできなくなります

雑誌・新聞のコピーサービスは、4月18日(水)から最新号の雑誌・新聞にある記事や論文のコピーができなくなります。次の号が発行されれば、全文コピーすることができます。

スポーツセンター

(月曜休館) ☎ 555-0033

夜間校庭使用受付 (5月分)

受 4月15日(日)～25日(水) (月曜日を除く)の午前9時から午後9時にスポーツセンターへ／
会 羽村東小学校・羽村第三中学校

スイミングセンター

(月曜休館) ☎ 579-3210

トレーニングルームプログラム

ナイトエアロ (新規レッスン)

初級から中級のシンプルな動作で、音楽に合わせてながら全身を動かす有酸素運動のレッスンです。筋力トレーニングやストレッチも行います。脂肪燃焼やストレス解消に効果的です。初めての方でも気軽に参加できます。

日 毎週水曜日午後7時～8時

／費 500円(1回)

バレトン

人気上昇中のバレトンが増設決定！バレエ・フィットネス・ヨガの動きをバランスよく組み合わせ、裸足で行うボディメイクエクササイズです。メリハリのあるシンプルな動きで足裏の感覚を目覚めさせ、代謝アップやバランス能力、柔軟性の向上を目指します。体幹部分も効果的に鍛えることができ、初めての方でも楽しく参加できます。

日 毎週木曜日午後2時～3時、
毎週土曜日午前9時15分～10時15分／費 800円(1回)

共通事項

会 トレーニングルーム／対 中学生以上／定 20人(先着順)／持 運動できる服装・タオル・飲み物・室内用運動靴

西多摩衛生組合から

フレッシュランド西多摩

臨時休館

法令点検および定期補修のため、4月9日(月)～13日(金)は臨時休館します。

イベント案内～五月人形展～

端午の節句に合わせ、五月人形の展示を行います。

期 4月3日(火)～5月6日(日)

問 フレッシュランド西多摩
☎ 570-2626

※フレッシュランド西多摩ウエ

新学年で大活躍する君の姿がそこにあります

新年度生 受付中!

小学部 中学部 高校部

いつでも体験受講して頂けます
お気軽にお問い合わせ下さい

Make it possible with EQ&IQ 能率学習研究会 **塾式COSMO**

小作教室 0120-232-109 (お問合せ: 13:00～22:00)

青梅教室 0120-609-109 (お問合せ: 14:00～22:00)

羽村市小作台 5-5-8 HPIは 塾式COSMO 検索

青梅市長瀬 4丁目1366-1F

小作教室となり 駐車場9台有
お子様の送迎も安心です

特に記載のない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時まで

※情報アラカルトは、28 ページから右へ読み進めてください。

募 集

手話通訳者養成講習会「上級講座」受講生募集

手話通訳者を目指す方を対象に、上級講座を行います。

日 5月10日(木)～平成31年2月28日(木)の毎週木曜日(8月16日(木)、12月27日(木)を除く全40回) 各日午後7時～9時／

会 市役所2階203・204会議室／**対** 市内在住で手話講習会(上級)を受講した方、または同程度の手話ができる方で、手話通訳者を目指す健聴者

※平成30年度の社会福祉協議会主催の手話講習会(中級)との同時受講はできません。
※手話通訳者の養成講座のため健聴者を対象としています。

費 2,800円(税別・テキスト代)／**定** 20人(先着順)／**講** 東京手話通訳等派遣センター

申・問 4月4日(水)～13日(金)に、電話または直接市役所1階障害福祉課障害者支援係☎187へ

放課後子ども教室支援ボランティア募集中!

市では、子どもたちの自主的な放課後の活動をサポートする放課後子ども教室「はむらっ子広場」の支援ボランティアを募集しています。

お手玉やこま、ビー玉などのむかし遊びや、将棋や囲碁などを教えていただける方、子どもたちと運動したり、温かく見守っていただける方の応募をお待ちしています。

活動日時 週1、2回(小学校によって曜日が異なります)

※時間はいずれも放課後～午後5時です(冬時間は原則午後4時30分まで)。

※祝日、長期休業日など(給食

のない日)は行いません。

活動場所 市内の小学校

※複数の小学校で活動することもできます。

申・問 市役所2階児童青少年課にある申込用紙に必要事項を記入し、直接児童青少年課児童青少年係☎263へ

※申込用紙は市公式サイトからダウンロードすることができます。

※随時受け付けています。

はむら青年学級ふれんどボランティア募集

知的・身体的に障害のある青年たちが生涯学習に関するさまざまな活動を行っています。

その活動をサポートしていただけるボランティアを募集しています。

資 高校生以上の健康な方／**活動日時** 毎月1回日曜日／**活動**

場所 主にゆとろぎ／**活動内容** 障害がある方のサポート

申・問 4月3日(火)から、電話または直接ゆとろぎへ☎570-0707(祝日以外の月曜日を除く午前9時～午後5時)

施設から

コミュニティセンター

☎554-8584

平成30年度休館日

館内清掃・設備点検などを行うため、次の日程で休館します。

終日休館 4月16日、5月14日、6月18日、7月9日、8月20日、9月10日、10月15日、11月19日、12月17日、平成31年1月21日、2月18日、3月18日(いずれも月曜日)

※変更となる場合があります。

※12月29日(土)～平成31年1

月3日(木)は年末年始のため休館します。

照明・音響講習会の受講を

コミュニティセンター3階ホールを使用する場合は、照明・音響講習の受講が必要です。使用予定のある方は、使用前に必ず受講してください。

日 4月13日、6月8日、8月10日、10月12日、12月14日、平成31年2月8日(いずれも金曜日)の午後6時30分～(1時間30分程度)／**定** 10組(1組2人まで・先着順)／**申** 事前に、電話または直接コミュニティセンター1階受付へ

図書館

(月曜休館) ☎554-2280

休館日のお知らせ

館内整理日 4月17日(火)

小学生のみでの利用時間が変わります

4月1日(日)からのチャイム放送時刻変更に合わせて、小学生以下のお子さんのみで図書館を利用する場合、利用時間は午後5時までとなります。

午後5時以降の利用には保護者の付添いが必要です。そのときは、お子さんと一緒に行動してください。ご協力をお願いします。



おしゃべり場

今月のテーマ

「子どもと遊ぼう！」

お勧めのお出掛けスポットや近くの公園、お出掛けしてみたい場所など、子どもと一緒に楽しめる場所や遊び方を、おしゃべりします。

日 東児童館…4月17日(火)、西児童館…4月20日(金)、中央児童館…4月26日(木)各日午前10時30分～11時30分／**対** 未就学児を子育て中の方

問 子ども家庭支援センター
☎ 578-2882

福祉

羽村市高齢者クラブ連合会に名称を変更します

4月1日(日)から「羽村市老人クラブ連合会」は「羽村市高齢者クラブ連合会」(通称「羽高連」)に名称変更し、新規加入者の促進により一層努めることとなりました。高齢期を楽しく、生きがいをもって、安心して暮らすためには、健康で身近な仲間と支え合いながら住みよい地域づくりを進めていくことが必要です。

市内には、気軽に高齢の方が集まれる32のクラブがあります。加入希望の方は問い合わせてください。

問 高齢福祉介護課高齢福祉係
☎177

障害のある方に対する助成手続きをお忘れなく

タクシー費用、自動車ガソリン費用、理容・美容サービス費用、機能回復施術費用の助成決定を受けている方へ、手続きの通知を送付しました。内容を確

認し、手続きをしてください。

タクシー費用、自動車ガソリン費用の助成決定を受けている方

受 4月1日(日)～10日(火)の午前8時30分～午後5時(1日(日)・7日(土)・8日(日)は午前11時45分～午後1時を除く)／**受付場所** 月～金曜日…1階101会議室、土・日曜日…1階多目的室／**手続きに必要なもの** タクシー費用またはガソリン費用の領収書(納品書やクレジットカード売上票は不可)、印鑑、身体障害者手帳または愛の手帳
※請求期間を過ぎると助成できません。注意してください。

理容・美容サービス費用、機能回復施術費用の助成を受けている方

利用券の交付日時 4月1日(日)～(1日(日)・7日(土)・8日(日)は午前11時45分～午後1時を除き受け付けます)／**受付場所** 10日(火)までの月～金曜日…1階101会議室、土・日曜日…1階多目的室、11日(水)～…1階障害福祉課窓口／**手続きに必要なもの** 印鑑・身体障害者手帳または愛の手帳

※各種助成を受けるためには事前に申込みをし、交付決定を受ける必要があります。

問 障害福祉課障害福祉係☎173

特別障害者手当・障害児福祉手当の月額の変更

平成30年4月分から特別障害者手当および障害児福祉手当の月額が次のとおり改定されます。5月振込分からは、2月振込分の金額と異なります。確認してください。

特別障害者手当(月額)

26,810円→26,940円

障害児福祉手当(月額)

14,580円→14,650円

問 障害福祉課障害福祉係☎173

ご存じですか？ 自立支援医療費(精神通院)助成制度

精神障害および当該精神障害に起因して生じた疾病に関する通院医療費の助成制度です。医療費の負担が原則として1割負担となります(無料となる場合もあります)。

※一定の所得以上の方は対象とならない場合があります。注意してください。

問 障害福祉課障害福祉係☎173

戦没者遺族による慰霊巡拝のお知らせ

厚生労働省では、戦没者遺族による慰霊巡拝の参加者を募集しています。

対 戦没者遺族で原則80歳以下の健康な方で、戦没場所が巡拝予定地である方(過去5年以内に本事業に参加した方は、原則応募が募集を下回った場合のみ参加可能)／**実施地域** アルタイ地方・ケメロボ州・ノボシビルスク州、ハバロフスク地方・イルクーツク州、沿海地方、中国東北地方、東部ニューギニア、北ボルネオ、ビスマーク諸島、ミャンマー、パラオ諸島、フィリピン、硫黄島(実施地域ごとに定員あり)／**費** 硫黄島…約2万円、その他地域…20～40万円(費用の1/3程度を国が補助します)／**巡拝期間** 硫黄島…2日間、その他地域…8～10日間程度

申・問 電話または直接社会福祉課庶務係☎114、東京都福祉保健局計画課援護恩給担当☎03-5320-4076

特に記載のない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時まで

※情報アラカルトは、28 ページから右へ読み進めてください。

には配布していませんので、ご了承ください。

利用可能施設

■檜原温泉センター「数馬の湯」

☎ 598-6789

■奥多摩温泉「もえぎの湯」

☎ 0428-82-7770

■秋川溪谷「瀬音の湯」

☎ 595-2614

■生涯青春の湯「つるつる温泉」

☎ 597-1126

利用期間 平成 31 年 3 月 31 日

(日)まで

※利用時間などは、利用券に記載してあります。

問 市民課保険係⑨125

文化・教育

青少年育成活動保険

青少年育成団体の活動（ボランティア活動）を支援するため、団体の代表者や指導者を対象とした保険に、市の負担で加入することができます。加入を希望する団体は、申し込んでください。

対象団体 市内の青少年育成団体および青少年育成を目的とした社会教育関係団体

補償内容

賠償責任補償 活動中の事故により、団体の代表者・指導者（無報酬の方）が法律上の賠償責任を負うことになった場合に救済します。／補償限度額 対人・対物賠償共通…1 事故 5 億円／

傷害補償 活動中の事故で、団体の代表者・指導者（無報酬の方）が自ら負傷した場合に救済します。／補償限度額 死亡・後遺障害…3,000 万円、入院 1 日につき…4,500 円、通院 1 日につき…3,000 円／申請書類 羽村市青少年育成指導者登録名簿・事業計画

※申請書類は、市公式サイトからダウンロードすることができます。

申・問 4 月 2 日(月)～13 日(金)に、申請書類を持参し直接市役所 2 階児童青少年課児童青少年係⑨263 へ

※4 月 14 日(土)（午前 11 時 45 分～午後 1 時を除く）も受け付けを行います。

子育て

ひとり親家庭にレクリエーション事業助成金を交付します！

市内のひとり親家庭の休養とレクリエーションを目的に、スポーツセンター・スイミングセンター・水上公園・動物公園の 4 施設で利用できる「4 施設共通利用回数券」購入費の一部を助成します。

対 市内に住所を有したひとり親家庭の方で、平成 31 年 3 月 31 日時点で 18 歳以下の児童を扶養している方／助成金額 購入費用の 1/2 の(限度額 2,000

円)／申 平成 31 年 3 月 29 日(金)までに 4 月 1 日(日)以降に購入した 4 施設共通利用回数券の領収書(レシート可)を添付して、市役所 2 階子育て支援課で申請書を記入してください。後日、指定口座へ助成額を振り込みます。／申請に必要なもの 領収書・印鑑・振り込みをする口座番号のわかるもの(申請者名義のものに限る)

※4 施設共通利用回数券はスポーツセンターおよびスイミングセンター窓口で購入することができます。

問 子育て支援課支援係⑨239

ひとり親家庭休養ホーム事業(宿泊費助成)

市内のひとり親家庭の休養とレクリエーションを目的に、自然休暇村の宿泊費の一部を助成します。

対象期間 平成 31 年 3 月 31 日(日)宿泊分まで／対 市内に住所を有したひとり親家庭の方で、平成 31 年 3 月 31 日時点で 18 歳以下の児童とその親／助成金額 親・中学生以上 1 泊 2,500 円、小学生 1 泊 2,300 円／利用回数 1 家庭 1 泊まで／利用方法 自然休暇村へ電話などで予約をした後、事前に市役所 2 階子育て支援課で申請してください。対象家庭に助成券を発行します。

問 子育て支援課支援係⑨239

※情報アラカルトは、28 ページから右へ読み進めてください。

地域密着！廃棄物処理ならおまかせ

お片付け 長年放置されたお部屋・あかずの間など…
廃棄物でお困り事はございませんか？
このお悩み私達が解決します！

Before After

丸順商事(有)

富士見平 2-1-14
(受付時間 8:30～17:00)

☎ 042-554-2229

医療法人社団天陽会

柳田医院

日本糖尿病学会 糖尿病専門医

羽村市市東 1-30-20 ※新奥多摩街道沿い

○診療時間 午前 8:30～12:30 午後 15:00～19:00 ※土曜日は～13:00
○休診日 日曜日・祝日

042-555-1800

友の会あります

羽村 糖尿 検索

有料広告

情報アラカルト

暮らしに役立つ情報をお届けします

暮らし

広報はむらリニューアル

広報はむらは、4月1日号から紙面の構成などをリニューアルしました。

今後も市民の皆さんに「伝える広報」を目指してさまざまな情報をお届けしていきます。

広報はむらについて、ご意見などお気付きの点は、広報広聴課広報係までご連絡ください。

問 広報広聴課広報係☎339

チャイム放送時刻の変更

4月1日(日)から、防災行政無線によるチャイムの放送時刻を午後5時30分に変更します。

毎日鳴らしているチャイムは防災行政無線の動作確認のための試験放送が主な目的ですが、子どもたちの帰宅時間の目安にもなるように放送しています。

放送時刻

○4～9月…午後5時30分

○10～3月…午後4時30分

※火災などの緊急放送と放送時刻が重なり、チャイムが放送されないことがあります。

問 防災安全課防災係☎207

春の全国交通安全運動

平成30年春の全国交通安全運動

実施期間 4月6日(金)～15日(日)

／**交通事故防止対策スローガン**

『世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して』

運動の重点5項目

①子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

②自転車の安全利用の推進

③すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

④飲酒運転の根絶

⑤二輪車の交通事故防止

問 防災安全課防犯・交通安全係☎216

月1回 手話通訳奉仕員がお待ちしています

聴覚に障害のある方が市役所へ来庁し、申請などで手話通訳を必要とするときに、手話通訳奉仕員がお手伝いします。市役所1階案内へ遠慮なくお越しください。

日 原則毎月第1木曜日午前9時～正午／**4・5月の配置日** 4月5日(木)・5月10日(木)

※周囲に必要とする方がいる場合は、お知らせください。

問 広報広聴課市民相談係☎541

相続・遺言等暮らしの手続相談を利用してください

相続などの手続きに関する相談を、毎月行います。相談は無料ですが、予約が必要です。相談日の1か月前から予約を受け付けています。

日 原則として毎月第2火曜日(年12回)午後1時30分～4時30分／**定** 各日6人(先着順)／**相談内容** 相続の手続き、遺産分割協議書や遺言書などの作成に関する相談／**相談員** 行政書士

申・問 事前に、電話または直接広報広聴課市民相談係☎541へ

防災マップはむら、洪水・土砂災害ハザードマップの配布について

市民の皆さんの日ごろの防災に関する備えの参考にしていただくため、防災マップはむら、洪水・土砂災害ハザードマップ

を今回の広報はむら4月1日号に合わせて各家庭に配布します。

防災マップ面には、災害が発生したときの避難場所や防災関係施設、市内でのAED設置施設や事業所などを表示しています。洪水・土砂災害ハザードマップ面には、市内の多摩川が大雨(想定最大規模)で氾濫した場合に想定される浸水区域(国土交通省指定)や土砂災害が発生した場合に被害の恐れがある区域(東京都指定)などを表示しています。

このマップを参考にして、まずは身の回りの危険箇所などを再確認し、災害時の避難経路や連絡方法などを家族や地域の方と話し合っておきましょう。



問 危機管理課危機管理係☎217

出張ハローワーク

市では、ハローワーク青梅と共同で職業相談窓口を開設しています。相談はハローワーク青梅の職員が行い、企業へのアポイントメントや紹介状の作成も行います。

日 4月11日(水)・25日(水)の午後1時30分～4時30分／**会** 産業福祉センター2階セミナールーム

問 産業振興課商工観光係☎665

保険・年金

温泉センター割引利用券の配布

国民健康保険に加入している方に「温泉センター割引利用券」を市役所1階の市民課保険係で配布しています。希望する方は、必ず国民健康保険証を持参してください。

※後期高齢者医療制度に加入している方(75歳以上の方)

特に記載のない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時まで

4月の休日診療

1日(日)

[休日]	松原内科医院	☎ 554-2427
[準夜]	平日夜間急患センター	☎ 555-9999
[歯科]	野崎歯科クリニック	☎ 555-3316

8日(日)

[休日]	山川医院	☎ 554-3111
[準夜]	福生市保健センター	☎ 552-0099
[歯科]	うすい歯科・矯正歯科 クリニック	☎ 579-1199

15日(日)

[休日]	栄町診療所	☎ 555-8233
[準夜]	福生市保健センター	☎ 552-0099
[歯科]	宇野歯科医院	☎ 555-8241

22日(日)

[休日]	羽村相互診療所	☎ 554-5420
[準夜]	福生市保健センター	☎ 552-0099
[歯科]	沖倉歯科	☎ 555-4331

29日(日) 昭和の日

[休日]	小作駅前クリニック	☎ 578-0161
[準夜]	平日夜間急患センター	☎ 555-9999
[歯科]	おざわ歯科クリニック	☎ 579-1500

30日(月) 振替休日

[休日]	小崎クリニック	☎ 554-0188
[準夜]	高沢病院(瑞穂町)	☎ 556-2311
[歯科]	加藤歯科クリニック	☎ 554-8887

休日・歯科：午前9時～午後5時 準夜：午後5時～10時
※医療機関によって受付時間が異なる場合がありますので、
確認してください。

※上記の時間以外は、東京都医療機関案内サービス
「ひまわり」へ ☎ 03-5272-0303 (24時間対応)
問合せ 保健センター

人口と世帯

■人口と世帯(平成30年3月1日現在)

男	28,319人(-64)	女	27,456人(-34)
計	55,775人(-98)	世帯数	25,541世帯(-38)
()は前月比			

■2月中の異動人口

出生	23人/死亡	57人
転入	188人/転出	252人
問合せ		市民課受付係 ☎ 123



水道の漏水の問合せ

市の指定を受けた工事事業者で修理できます。
緊急の場合は、水道事務所または(有)臼井設備工業所
(☎ 555-5576) へ

粗大ごみなどの直接持込受付

■4月の受付日時

4月1日(日)午前9時～正午、午後1時～4時

問合せ リサイクルセンター ☎ 578-1211



休日診療はひと月
分載っているりん♪
チェックしてね。

放射線量の測定結果

▼定点(富士見公園)の放射線量測定結果

単位: $\mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト/時間)

測定日	天候	測定高さ(地上から)		
		5 cm	50 cm	1 m
3月14日(水)	晴れ	0.058	0.056	0.055

国際放射線防護委員会の2007年勧告によると、一般の人(子ども含む)が1年間に浴びる放射線量の限度は、1,000マイクロシーベルトとされています。時間当たりに換算すると0.23マイクロシーベルト/時間となり、それ以下であれば、健康に影響を及ぼすレベルではないと言われています。
※測定方法・時間など詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 環境保全課環境保全係 ☎ 226

羽村市水道水の放射性物質測定結果

採水日時	検査項目(単位: ベクレル/kg)	
	放射性セシウム134	放射性セシウム137
3月12日(月) 午前9時30分	不検出 検出限界値(0.1)	不検出 検出限界値(0.2)
目標値(※1)	10	

※1…国が定めた目標値(放射性セシウム134と放射性セシウム137の合計値)

※不検出とは、()内の検出限界値以下であることを表します。

※検出限界値は、検査機関の周辺環境や測定器の性能、検査物質によって異なります。

※測定方法など詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 水道事務所 ☎ 554-2269

市役所	☎ 555-1111
羽村駅西口連絡所(土)(日)	☎ 554-8320
三矢会館連絡所(土)(日)	☎ 554-8214
小作台連絡所(土)(日)	☎ 554-9656
生涯学習センターゆとりぎ(月)	☎ 570-0707
図書館(月)	☎ 554-2280
※小作台図書室(月)、図書館分室(月)(木)(日)	
スポーツセンター(月)	☎ 555-0033
スイミングセンター(月)	☎ 579-3210
弓道場(月)	☎ 555-9255
郷土博物館(月)	☎ 558-2561
水道事務所(土)(日)	☎ 554-2269
コミュニティセンター	☎ 554-8584
市民活動センター(土)(日)	☎ 555-1111

※()内は休館日

福祉センター	☎ 554-0304
いこいの里(月の最終日曜日)	☎ 578-0678
地域包括支援センター市役所内(土)(日)	☎ 555-1111
地域包括支援センターあさひ(土)(日)	☎ 555-8815
地域包括支援センターあゆみ(土)(日)	☎ 570-1200
保健センター(土)(日)	☎ 555-1111
平日夜間急患センター	☎ 555-9999
産業福祉センター(月)	☎ 579-6425
農産物直売所	☎ 579-5467
動物公園(月)	☎ 579-4041
リサイクルセンター(土)(日)	☎ 578-1211
消費生活センター(土)(日)	☎ 555-1111
子ども家庭支援センター(土)(日)	☎ 578-2882

中央児童館(金)	☎ 554-4552
西児童館(火)	☎ 554-7578
東児童館(木)	☎ 570-7751
羽村駅西口土地区画整理事務所(土)(日)	☎ 570-7474
富士見斎場	☎ 555-6269
瑞穂斎場	☎ 557-0064
フレッシュランド西多摩(月)	☎ 570-2626
公立福生病院	☎ 551-1111
羽村・瑞穂地区学校給食センター(土)(日)	☎ 554-2084
自然休暇村	☎ 0551-48-4017
シルバー人材センター(土)(日)	☎ 554-5131
羽村市観光案内所(土)(日)	☎ 555-9667
防災行政無線の放送内容を確認できます	☎ 0120-554-994

■ 4 月の相談日

相談名	相談日	時 間	会場・電話
交通事故相談（予約が必要です）	4 月 4 日(水) 5 月 2 日(水)	午後 1 時 30 分～ 4 時	市民相談室（市役所内） 555-1111(内)541 ※相談は面接により行っています。 電話相談は受け付けていません。
税務相談（予約が必要です）	4 月 3 日(火) 5 月 1 日(火)	午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分	
相続・遺言等暮らしの手続き相談 (実施日の 1 か月前からの予約制)	4 月 10 日(火) 5 月 8 日(火)		
登記相談 (実施日の 1 か月前からの予約制)	4 月 17 日(火) 6 月 19 日(火)		
行政・人権身の上相談	19 日(木)		
法律相談 (実施日の 1 か月前からの予約制)	4 月 5 日(木) 13 日(金) 28 日(土) 5 月 10 日(木) 18 日(金) 26 日(土)	午後 1 時 30 分～ 5 時 (土曜日は午前 9 時 30 分～ 午後 1 時)	
女性悩みごと相談 (実施日の 1 か月前からの予約制) ※羽村市・福生市のどちらでも 相談できます。	<羽村市> 4 日(水)・18 日(水)	午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分	羽村市役所市民相談室 ※予約は市民相談係へ 555-1111(内)541
	<福生市> 11 日(水)・25 日(水)	午前 9 時～午後 1 時	福生市役所第 1 相談室 ※予約は広報広聴係へ 551-1529
健康なんでも相談	12 日(木)・26 日(木)	午後 1 時 30 分～ 3 時	保健センター 555-1111 健康相談：(内)627 育児相談：(内)626
育児相談	19 日(木)	午前 10 時～ 11 時	
特別金融相談（前日までに予約）	10 日(火)	午後 2 時～ 4 時	羽村市商工会館相談室 555-6211
年金相談	月・火・水・ 金曜日	午前 9 時～正午、午後 1 時 ～ 4 時	市民課 555-1111(内)140
羽村駅西口土地区画整理事業に 関する相談	月～金曜日	午前 8 時 30 分～正午、 午後 1 時～ 5 時 15 分	羽村駅西口土地区画整理事務所 570-7474
消費生活相談	月～金曜日	午前 9 時～正午、午後 1 時 ～ 4 時	消費生活センター 555-1111(内)641
生活自立相談	月～金曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時	社会福祉課庶務係(内)107
教育相談（予約が必要です）	月～金曜日	午前 9 時～午後 6 時	教育相談室 554-1223
高齢者総合相談	月～金曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時	地域包括支援センター 市役所内 555-1111(内)197 あさひ 555-8815 あゆみ 570-1200
ひとり親・女性生活相談	月～金曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時	子育て支援課 555-1111(内)239
子どもと家庭に関する総合相談 (子育て世代包括支援センター)	月～金曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時	相談係 555-1111(内)692 子ども家庭支援センター 578-2882
子育て相談	月～金曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時	太陽の子保育園子育てひろば 555-5780 子育てひろば たつのこ 555-9080
	月・水・金曜日	午前 9 時～正午	西児童館 554-7578
	火・木・土曜日	午前 9 時～正午	中央児童館 554-4552
	火・金・日曜日	午前 9 時～正午	東児童館 570-7751
高次脳機能障害に関する相談 (予約が必要です)	17 日(火)	午後 2 時～ 4 時	障害福祉課 555-1111(内)186
ふれあい相談	木・金曜日	午前 10 時～午後 4 時	福祉センター 554-0304 フリーダイヤル 0120-294-992
障害者（児）相談	月～金曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時	地域活動支援センターあおば 555-1210 ピアカウンセリング(精神障害のみ) フリーダイヤル 0120-294-992
	ピアカウンセリング (身体障害) 28 日(土) (精神障害) 24 日(火)	午後 1 時～ 4 時	
ふくし（権利擁護等） 法律相談（前日までに予約）	25 日(水)	午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分	福祉センター 554-0304

口祝日は相談を行わない場合があります。各担当へ問い合わせてください。

山梨県北杜市清里

自然休暇村から

ゴールデン・ウィークの予定は、もうお決まりですか？前半でしたらまだ空室があります。

また、ウェブサイトで満室の場合でもキャンセルで空室が出ている可能性もありますので、問い合わせてください。

問合せ 自然休暇村 ☎ 0120-47-4017 良いな 自然はいいな
携帯からは ☎ 0551-48-4017

■ 4月のKAWARI湯

4月は「ハーブの湯」です。

■ 4月の休暇村

4月の休館日

4月の休館日は 11 日(水)・12 日(木)です。

墨彩画作品展「良心さん」

北杜市で絵画教室を主宰する仏絵師、萩原光顕さんとその生徒の作品約 10 点を展示予定。

展示期間 4 月 20 日(金)～ 5 月 20 日(日)

GW の休暇村イベント

○フォークライブ(無料) …4 月 29 日(日)午後 5 時 30 分～ 6 時

※そのほかのイベントなどについては、Facebook ページ・ウェブサイトをご覧ください。

■ 休暇村の周辺情報

桃の生産量日本一の山梨県。富士山、南アルプスなどを背景に、花見、写真撮影、スケッチを楽しめる風光明媚な里山集落が数多くあります。休暇村への行き帰りに立ち寄りやすいお勧めスポットは、北杜市の隣、韮崎市の新府城址周辺。菜の花も咲く桃畑の向こうに、まだ雪の残る甲斐駒ヶ岳を望む風景は見事です。4 月上旬から中旬に見ごろを迎えます。満開期には大変混雑が予想されますので、早朝か夕方がお勧めです。



収蔵品ファイル

その 60 シリーズ いれもの⑬

まゆしゅっぱんばこ
「繭出品箱」

明治～昭和初期の羽村では、まゆの生産がとて盛んで、各地で行われた品評会にも出品していました。

写真は羽村産のまゆの出品に使われた桐箱です。箱の墨書に「神奈川県西多摩郡西多摩村」とあることから、当時の羽村市域が西多摩村という名で神奈川県の一部であった明治 22 年～ 26 年ごろのものだとわかります。



▲繭出品箱

